

愛知県教員の資質向上に関する協議会設置要綱

（趣旨）

第1条 教員が高度専門職としての職責、経験及び適性に応じて身に付けるべき資質を明確化し、教員の計画的・効果的な資質の向上を図るとともに、教員の資質の向上を担う任命権者と教員養成を担う大学等が共通認識を持つため、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号。以下「法」という。）第22条の7第1項に基づき、愛知県教員の資質向上に関する協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（協議事項）

第2条 協議会においては、次の各号に掲げる事項について、協議を行う。

- （1） 校長及び教員の資質の向上に関して必要な事項に関すること。
- （2） 愛知県教員育成指標に関すること。

（組織）

第3条 協議会の委員は、次の各号に掲げる者の中から、愛知県教育長が委嘱する。

- （1） 大学関係者
- （2） 市町村教育委員会教育長
- （3） 公立学校の校長
- （4） 公立学校のPTA関係者
- （5） 愛知県教育委員会
- （6） その他愛知県教育長が必要と認める者

（会議）

第4条 協議会の会議は、愛知県教育長が招集する。

- 2 協議会に座長を置くものとし、次長兼管理部長がこれを務める。
- 3 協議会には、必要に応じて委員以外の者を出席させることができる。

（部会）

第5条 協議会に、第2条の協議事項について調査及び検討させるため、部会を設置することができる。

（庶務）

第6条 協議会の庶務は、愛知県教育委員会管理部教職員課において処理する。

(会議の公開)

第7条 協議会は、原則として公開するものとする。

2 協議会の傍聴について必要な事項は別途定める。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し、必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成30年12月13日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。